

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の実施について

令和3年6月23日 議会運営委員会資料
福祉部地域福祉課



1 背景及び実施理由

新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。

こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、「**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**」を支給する。

2 実施主体

福祉事務所設置自治体(北上市)

3 支給対象者

総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、以下の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯(生活保護受給中の世帯を除く)

(収入要件)

①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと

世帯員数	①の額	②の額	合計額
1人	7.8万円	3.1万円	10.9万円
2人	11.5万円	3.7万円	15.2万円
3人	14.0万円	4.0万円	18.0万円
4人	17.5万円	4.0万円	21.5万円

(資産要件)

世帯の預貯金の合計額が収入要件①の6月分を超えないこと(ただし、100万円を超えないこと)。

1人世帯46.8万円、2人世帯69万円、3人世帯84万円、4人世帯100万円

(求職活動等要件)

①公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

②就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

※市内の対象者(候補)の状況は、「総合支援資金の再貸付が決定済みの世帯」が29世帯、「再貸付について不承認とされた世帯」が0世帯(R3.5月末現在 北上市社調べ)

4 支給額及び支給期間等

世帯員数	月額	支給期間及び申請方法
1人	6万円	・7月以降の申請月から3か月支給(申請受付は8月末まで) ・対象者が郵送等により、自治体に申請書類を提出
2人	8万円	
3人以上	10万円	

5 支給見込額

1人世帯(6万円) × 9世帯 × 3か月 = 1,620,000円
2人世帯(8万円) × 7世帯 × 3か月 = 1,680,000円
3人以上世帯(10万円) × 13世帯 × 3か月 = 3,900,000円
合計7,200,000円

6 財政措置

「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」により、補助率10/10で措置